

天理市訓令甲第4号

天理市広報発行要領（昭和36年5月天理市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

天理市長 並 河 健

第5項中「1世帯につき1部を」を「市内の世帯」に、「ものには」を「ものに」に改める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。